

米軍F-15戦闘機墜落事故に関する意見書

去る5月28日午前8時43分ごろ、沖縄本島東方約126キロメートルの米軍訓練海域上で、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺は多数のパヤオが設置され、マグロはえ縄漁やソデイカ漁の好漁場となっており、一步間違えば操業中の漁業者を巻き込むなど大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

F-15戦闘機については、平成6年4月の嘉手納弾薬庫地区内への墜落事故、平成14年8月の沖縄本島南方約100キロメートルの海上への墜落事故や平成18年1月の沖縄本島東約54キロメートルの海上への墜落事故を含めてこれまで9件の事故が起きている。また、平成16年8月にCH-53D大型輸送ヘリコプター墜落炎上事故等もあって県民に不安が高まっている中、このような墜落という大きな事故が発生したことは米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

これまで相次いで発生したF-15戦闘機やその他の航空機による事故等に対しては、県議会を始め関係機関が関係要路に事故の再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行ったところである。さらに今回の事故に関して県や地元市町村等が関係要路に対して再発防止と原因究明の間、F-15戦闘機の飛行を中止するよう要請を行ったにもかかわらず、5月30日、米空軍が一方的に訓練を再開したことはまことに遺憾である。

よって本市議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を県民に明らかにすること。
- 2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内におけるF-15戦闘機の飛行を中止すること。
- 3 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して航空機の安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 4 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査の実施及び補償を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月14日

糸 満 市 議 会

米軍F-15戦闘機墜落事故に関する抗議決議

去る5月28日午前8時43分ごろ、沖縄本島東方約126キロメートルの米軍訓練海域上で、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺は多数のパヤオが設置され、マグロはえ縄漁やソデイカ漁の好漁場となっており、一步間違えば操業中の漁業者を巻き込むなど大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えている。

F-15戦闘機については、平成6年4月の嘉手納弾薬庫地区内への墜落事故、平成14年8月の沖縄本島南方約100キロメートルの海上への墜落事故や平成18年1月の沖縄本島東約54キロメートルの海上への墜落事故を含めてこれまで9件の事故が起きている。また、平成16年8月にCH-53D大型輸送ヘリコプター墜落炎上事故等もあって県民に不安が高まっている中、このような墜落という大きな事故が発生したことは米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

これまで相次いで発生したF-15戦闘機やその他の航空機による事故等に対しては、県議会を始め関係機関が関係要路に事故の再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行ったところである。さらに今回の事故に関して県や地元市町村等が関係要路に対して再発防止と原因究明の間、F-15戦闘機の飛行を中止するよう要請を行ったにもかかわらず、5月30日、米空軍が一方的に訓練を再開したことはまことに遺憾である。

よって本市議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を県民に明らかにすること。
- 2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内におけるF-15戦闘機の飛行を中止すること。
- 3 航空機の整備・保守点検体制を徹底的に見直して航空機の安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 4 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査の実施及び補償を行うこと。

上記のとおり決議する。

平成25年6月14日

糸 満 市 議 会

意見書あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

抗議決議あて先：駐日米国大使、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事、第18航空団司令官